

ODA

ピアネット・イルカ

つうかん
ODA通巻 : 1555



発行 社会福祉法人
沖縄県身体障害者福祉協会
編集人 NPO 法人沖縄県自立生活センター・イルカ
住所 〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐4-4-1(1F)
単価 100円(会費に含)

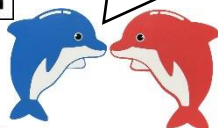
TEL 098-890-4890
FAX 098-897-1877



IRUKA.CIL



フェイスブック
インスタグラム



もくじ

- 2 ページ~ 3 ページ..... ユーディー U D タクシー
- 4 ページ~ 6 ページ..... ぎょうせいしよし 行政書士はやさか相談室です

ユーディー

UDタクシー

去年の10月20日は全国でUDタクシー（車いすでも乗れるタクシー）乗車キャンペーンの日でした。僕たちイルカもこのキャンペーンに参加し、UDタクシーを配車してもらうためタクシー会社に電話をかけました。しかし、タクシー会社の電話オペレーターからは「UDタクシーとは何ですか？」とか「スロープの設置や車いすの固定の仕方を分かる方はおりますが、今は他の乗務をしているため出来ません」とか「ヘルパーがいないと乗せることは出来ません」とか言われました。結局、この日はUDタクシーに乗ることはできませんでした。だから僕はタクシー協会と意見交換をしたいと思います、アポを取って訪問することにしました。

タクシー協会との意見交換会では、僕たちの意見を理解してもらえたことで話をスムーズに進めることが出来ました。意見交換会の最後にタクシー協会の方から、次回のドライバー研修にぜひ参加して欲しいと要望があり、僕たちはその研修に参加してきました。

ドライバー研修では、午前中に沖縄トヨタの福祉車両担当者からスロープの取り扱い説明を受け、午後からは当事者3名とドライバーと一緒に実際のUDタクシーを使用してスロープの設置から乗降の手順について実践しました。研修を受けていたドライバーの皆さんは、僕たちと一緒に実際のUDタクシーに乗ってみることで当事者の気持ちや感じ方を理解してもらえたのではないかと思います。

僕がこの研修に参加して感じたことは、これまで年一回のペースで40名の運転手の研修を行っていたと聞き、年に一回ではなく、二・三ヶ月に一度のペースで研修を行ったら良いのではないかと思います。また、配車オペレーターと当事者が実際の状況を想定した電話対応研修もあると電話でのやり取りもスムーズになるだろうと思いました。

僕の願いは道端でタクシーに「手」を挙げて気楽に乗ることができるようになることです。今回の研修でそれに一歩近づけたのではないかなと思いました。そして、大きい電動車いすの方も現在の開発中のスマホアプリで移送車輛のように「後ろから乗る」を選べるようになれば、UDタクシーをもっと気軽に利用する当事者が増えてくるのではないかと思います。

「小さな法律の相談所を自立生活センターでできないかな？」と小さい夢を抱いたのも、この経験からだったと思います。

その後も、イルカは24時間介助が必要な筋ジストロフィーの人の介助時間の支給決定で24時間おらず、県に不服申し立てをしたり、バリアフリー法の設置基準を満たさない建物の是正を求めたり、事前予約を車イスの乗客の乗車条件としていたバス会社と合理的配慮の建設的対話を重ねたり、地域の学校に行きたいのに教育委員会からは特別支援学校に行きなさいと言われる障害児やその親といっしょに異議申し立てしたり、様々な障害者運動を行っていききました。当事者によるそれら運動にふれる中で、「法律」が重要なカギを握っていることを強く感じました。当時様々な相談に乗っていただいていた岡島実弁護士は、「障害者の権利に関する法律（物指）がないからこれら差別など権利侵害が起きても解決されるかどうかわからない状態になっている」と話されていました。

折しも、2006年12月国連で障害者権利条約が採択され、2007年7月に全国で初めて千葉県で障害者の権利に関する条例が施行された時期でした。

そこで、問題意識をもった有志のメンバーが集まり、「障がいのある人もない人もいのち輝く条例づくりの会（以下：会）」が立ち上がり、沖縄に障害者の権利に関する条例をつくるための活動を展開したのです。私も縁あって会の事務局員の一人となりました。

会は、長い時間をかけ、県内離島も含めたくさんの人の声を聞き、その声を「条例案」として結実させました。また、地方自治法で「直接請求」という有権者の50分の1以上の署名をもって、条例の制定を知事に請求できる制度があり、当時の沖縄の人口が140万人くらいなので、2万8千人の署名があれば作れる、という事で、「うちなーTRY」という沖縄を縦断しながら署名を集めるというキャラバンを行い、最終的に3万1503名の署名を集め、県知事に条例案と署名簿を手渡しました。その後紆余曲折を経て、2013年10月、沖縄県議会全会一致で「障害のある人もない人も暮らしやすい社会づくり条例」は制定、翌14年4月に施行されました。私は、会の事務局を務めながら、市民運動により、条例が作られ、法律が味方になる瞬間に立ち会えたのです。

これらの経験を通して、かねてより抱いていた夢を現実のものとするため行政書士試験を受ける事にし、職場や家族の協力も得ながら、3回目の試験で合格を果たすことができ、2023年7月に沖縄行政書士会に登録。8月に開業しました。

まだまだ新人ですが、行政書士の先輩方や、同じように自立生活センター関連で士業を営む方にもお話を伺いながら、本格営業ができるように準備を進めてきたところです。

最近では情報通信技術の進歩により、申請、契約の仕方も、紙を使わない手法がとられることも多くなりました。資源、労力、時間、金銭的にも電子申請や電子契約を使う事で大幅なコストカットができる一方、使いこなせる人とそうでない人の格差をどう埋めるかが大きな課題となっています。

私たち行政書士も、これまでの紙中心の在り方から、電子中心のやり方に移る、まさに過渡期ともいえる時代の流れを敏感に受け、お客様により良い提案と、お仕事の内容を提供することが求められるようになっていく、と感じます。

また、このほどコスモス成年後見サポートセンターへの入会を果たし、成年後見等事務が受任できるよう準備をしております※。成年後見制度は、運用次第で本人主体の理念とは離れてしまう制度の中で、国連障害者権利委員会の総括所見でも廃止を求める勧告が出ているところです。現状では成年後見人の19.1%が親族、親族以外の87.4%が弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家が担っている現状がある中で、障害者権利条約における「意思決定」をどのように保障していくかを、自立生活センター併設の行政書士事務所ならではの現場目線で試行錯誤していけたらと思います。なお、イルカも法人後見を権利擁護事業としています。

※成年後見業務は行政書士としての法定業務ではないため、個人としての受任となる

その他今後行っていこうと考えている業務としては

遺言書、契約書等の作成/障害福祉サービス等申請/障害福祉サービス事業所指定申請/法人設立申請/情報公開請求/直接請求等条例制定の働きかけ等です。

また、今後特定行政書士の資格を得、将来的には不服審査請求等の事件にも携われたらと考えております。申請への同行など、臨機応変に対応しますので、どうぞお気軽にご相談ください。